第一項の表三六四の項を次のように改める。

364	削除

第一項の表三七二の項から三七四の項までを次のように改める。

372	削除
373	削除
374	削除

第一項の表三八二の項を次のように改める。

382	削除

第一項の表三八五の項及び三八六の項を次のように改める。

385	削除
386	削除

第一項の表三八八の項を次のように改める。

388	削除

第一項の表三九〇の項を次のように改める。

390	削除

第一項の表三九四の項を削る。

三十二　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項及び二の項を次のように改める。

1	削除
2	削除

第一項の表四九の項及び五〇の項を次のように改める。

49	削除
50	削除

第一項の表七三の項を次のように改める。

73	削除

第一項の表八二の項から八四の項までを次のように改める。

82	削除
83	削除
84	削除

第一項の表二〇七の項及び二〇八の項を次のように改める。

207	削除
208	削除

第一項の表二一三の項及び二一四の項を次のように改める。

213	削除
214	削除

第一項の表二一九の項を次のように改める。

219	削除

第一項の表二三一の項から二三三の項までを次のように改める。

231	削除
232	削除
233	削除

第一項の表二三五の項及び二三六の項を次のように改める。

235	削除
236	削除

三十三　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二一の項から二三の項までを次のように改める。

21	削除
22	削除
23	削除

第一項の表三二の項を次のように改める。

32	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

34	削除

第一項の表四一の項及び四二の項を次のように改める。

41	削除
42	削除

第一項の表五四の項を次のように改める。

54	削除

第一項の表五七の項を次のように改める。

57	削除